

# 令和3年度 経営革新応援事業

中小企業の新たな事業活動の促進を図り、地域経済の発展を目指すため、意欲をもって新たな事業に取り組む方に補助金を交付します。



## ●対象

次の全ての条件を満たす方が対象になります。

- 市内に住所を有する個人、又は市内に本店その他これに類するもの有する法人
- 経営革新計画、農商工連携等事業計画、地域産業資源活用事業計画及び総合化計画のいずれかについて認定を受けている方
- 市税を完納している方

注) 同一の計画について補助金交付を受けた方は対象になりません。

注) 対象経費について国・県など他の補助金を受ける場合は対象なりません。

## ●補助

### 補助額：上限100万円（補助率1/2以内）

注) 対象経費は、設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費で、計画実施に要する経費であることが明確でない場合は対象外となります。

注) 対象経費の合計が50万円未満の場合は、対象外となります。

注) **補助金交付決定通知が届いた後に発生した必要経費が補助対象になります。**

## ●流れ

- ① 真庭商工会等に相談し、経営革新計画等のいずれかの事業計画書を作成して、認定を受けてください。
- ② 補助金交付申請書に必要書類を添えて、真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
- ③ 審査を経た後、**補助金交付決定通知**が送付されます。
- ④ 事業完了後、1ヶ月以内（又は3月末のいずれかはやい日まで）に実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。その後、請求に基づき、指定の口座へ補助金を振り込みます。

## ●期間

予算が終了した場合は、令和3年度の募集を終了します。

## ●義務

○事業完了後5年間は、次の制限があります。

- ・途中で市外へ移転する場合又は事業を中止する場合
- ・補助事業により取得した補助対象経費を処分する場合

※上記を実施する場合は、**市の承認が必要になりますので、真庭市産業サポートセンターへお早めにご相談ください。**

○事業実施にあたっては、通帳等により収入支出がわかるようにしてください。  
(原則として、領収書のみでは支出の証明となりません)

**お問い合わせは、真庭市産業サポートセンター（商工会）まで**

TEL / 0867-42-4375 FAX / 0867-42-4337